

ヌウ・サポーターズ・クラブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市PRキャラクター「つなが竜ヌウ」と一緒に、さいたま市のPRや地域とのつながりを深める取組を行う「ヌウ・サポーターズ・クラブ事業（以下「事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事業を実施するため、ヌウ・サポーターズ・クラブ（以下「クラブ」という。）を、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

(事務局)

第3条 クラブに事務局を置く。

2 クラブの事務局の庶務は、都市戦略本部シティセールス部において処理する。

(業務)

第4条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人会員及び法人会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員に関すること。
- (2) 会員が参加する活動の企画・運営・支援に関すること。
- (3) 会員への定期的な情報提供など広報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(会員)

第5条 会員となることができる者は、事業の趣旨を理解し、所定の申込手続きを経た者とする。ただし、18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。

(活動の内容)

第6条 会員が行う活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) さいたま市をPRすること。
- (2) 事務局が企画する活動に参加すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。